

神社賠償責任保険のご案内

(賠償責任保険普通保険約款および施設所有管理者特約条項・生産物特約条項・受託者特約条項等)

神社本庁の神社賠償責任保険は、神社の境内および施設において発生した賠償事故などにより神社が負担する損害賠償金をお支払いする保険です。

神社賠償責任保険は、**基本契約** に任意で **割増契約** をプラスして加入できる共済制度です。

① 基本契約

賠償事故の補償 対象:境内の事故や業務遂行など

業務活動を原因として

- 神社職員が木の枝打ちをした際、誤って枝を通行中の車両に落下させ傷をつけた。
- 祭礼準備中に職員が運んでいた旗竿が参拝者にあたりケガをさせた。



神社の境内施設や設備の欠陥、管理上の不注意を原因として

- 燈籠や玉垣が倒れて参拝者がケガをした。
- お焚上げの際、混入していたガラス瓶が爆発し負傷者を出した。
- 境内の古木が根腐れにより倒れ、隣接する民家の屋根を壊した。



預かり物を原因として

- 預かった参拝者のコートを盗まれた。

《ご注意》預かり物には、展示、使用等の目的で神社が保管、管理する財物は含まれません。



授与品・提供物を原因として

- 授与品に欠陥があり参拝者がケガをした。
- 神社が提供した飲食物で食中毒が発生し、治療を受けた。

祭礼・正月等の雑踏時の事故

- 神社側が用意していた柵が倒れ、参拝者が転倒しケガをした。

無償奉仕者のための見舞費用 対象:神社の管理下において無償でお手伝いをされる方

無償奉仕者のケガに係わる見舞金費用

- 境内で清掃活動中、無償奉仕者が転倒し、骨折により入院した。
- 境外で神札頒布中、無償奉仕者が交通事故にあい、打撲により入院した。



無償奉仕者のケガに係わる被災対応費用

- 無償奉仕者の法定相続人が現地に行くための交通費
- 無償奉仕者の救助、移送に要する費用 など



割増契約 任意でプラスいただくご契約です

② 参拝者見舞費用

対象:参拝者

参拝者のケガに係わる見舞金費用

- 神社の瑕疵の有無に関係なく神社の境内でケガをし、入院、あるいは通院した人に対して慣習的に支払った見舞金 など



③ 神輿、山車、馬などの境外の賠償事故の補償 対象:境外の事故

神輿、山車などの境外渡御で

- 神輿が巡行中、住宅にぶつかり損害を与えた。
 - 馬が暴れて見物人にケガをさせた。 など
- 《ご注意》神輿、山車等に係わる人のケガ、事故および神輿の修理費用は補償対象ではありません。
令和3年度より子ども神輿について別の掛金でご加入いただけるようになりました。



④ 情報漏えい補償

対象:個人情報漏えいによる神社が負担する損害

他人の損害

個人情報の漏えいにより他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償



事故対応に要する諸費用

個人情報の漏えいにより生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用の補償



① 基本契約 保険期間1年、一括払

◆掛金 掛金とは、保険料と制度運営費(注)との合計金額で、加入神社が負担する金額となります。

境内土地面積	1,000坪以下	1,001~5,000坪	5,001~10,000坪	10,001~50,000坪	50,001坪以上
建物延床面積					
30坪以下	7,800円	9,600円	10,800円	15,000円	19,800円
31~50坪	9,600円	11,400円	12,600円	17,400円	24,000円
51~100坪	16,200円	19,200円	21,600円	29,400円	40,800円
101~200坪	21,000円	24,600円	27,000円	36,600円	54,000円
201~500坪	27,000円	30,000円	36,000円	48,000円	66,000円
501~1,000坪	45,000円	54,000円	66,000円	84,000円	120,000円
1,001坪以上	66,000円	78,000円	90,000円	120,000円	160,000円

※境内土地面積とは、通常境内として管理する地域(飛地境内、奥宮、御旅所、頓宮を含みます。)の境内面積を指します。建物延床面積とは、神社が所有する全ての境内建物(社殿、神楽殿、社務所、回廊、宝物殿、その他の付属建物)の合計延床面積を指します。ただし、補償対象とならない施設(宮司の個人宅、自治会建物およびマンションに記載の対象とならない建物)内の建物を除きます。
※平方メートルから坪数への換算は、平方メートルを3.3で除し、小数点以下は切り捨ててください。(注)本制度運営上必要な通信費、各種帳票作成費等として掛金の10%を本制度運営費としています。

◆保険金と支払限度額

■保険金

- ①被害者に支払うべき法律上の損害賠償金
- ②被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用
- ③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など

■支払限度額

身体賠償	1名につき 5億円	1事故につき 30億円
財物賠償	1事故につき 3億円	
預かり物の事故	1事故につき 3億円 (保険期間中の支払額合計)	

※預かり物のうち、貴重品(現金、有価証券等)に対する支払限度額は30万円となります。(1名・1事故・保険期間中共通)

人格権の侵害	1被害者につき 30万円	1事故・保険期間につき 1,000万円
--------	--------------	---------------------

※保険期間中2回目以降の事故について免責(自己負担額)10万円が適用されます。

■保険金
無償奉仕者の傷害に対し、加入神社が支払った見舞金費用・被災者対応費用

■支払限度額

死亡した場合 1名あたりの支払限度額 **50万円**

後遺障害が生じた場合 1名障害の程度により **100万円~3万円**

被災者対応費用 無償奉仕者が傷害事故にあった際、加入神社が負担した①被災者の法定相続人が現地に行くための交通費②通信費③被災者の援助、移送に要する費用等を被災者対応費用として、被災者1名につき100万円を限度にお支払いします。

病院または診療所に入院した期間	1名あたりの支払限度額	通院した期限(入院期間を除きます)	1名あたりの支払限度額
31日以上	10万円	31日以上	5万円
15日以上30日以内	5万円	15日以上30日以内	3万円
8日以上14日以内	3万円	8日以上14日以内	2万円
7日以内	2万円	4日以上7日以内	1万円
		1日以上3日以内	5千円

割増契約

②参拝者見舞費用 年額 2,000~36,000円 (建物延床面積により)	③神輿・山車・馬などの境外の賠償事故の補償 年額 10,000円 (神輿・山車・馬など1台(頭)あたり) 5,000円 (子ども神輿・山車1台あたり)	④情報漏えい補償 年額 1,400~74,700円 (社入金区分により)
--	---	---

※割増契約のみの加入はできません。なお、基本契約に加入されている神社は、随時割増契約の追加加入ができます。※割増契約②、③につきましては、中途加入の場合でも月割率は適用されません。※神輿、山車等に係わる人のケガ、事故は補償対象となりません。(注)本制度運営上必要な通信費、各種帳票作成費等として掛金の10%を本制度運営費としています。

②参拝者見舞費用

■保険金 参拝者または施設の利用者の傷害に対し、加入神社が支払った見舞金費用

■支払限度額

死亡した場合	1名あたりの支払限度額 50万円
後遺障害が生じた場合	1名障害の程度により 100万円~3万円

病院または診療所に入院した期間	1名あたりの支払限度額	通院した期限(入院期間を除きます)	1名あたりの支払限度額
31日以上	10万円	31日以上	5万円
15日以上30日以内	5万円	15日以上30日以内	3万円
8日以上14日以内	3万円	8日以上14日以内	2万円
7日以内	2万円	4日以上7日以内	1万円
		1日以上3日以内	5千円

③神輿・山車・馬などの境外の賠償事故の補償

■支払限度額

身体賠償	1名につき 5億円	1事故につき 30億円
財物賠償	1事故につき 3億円	

④情報漏えい補償

■保険金 【賠償責任】 損害賠償金、争訟費用、協力費用
【費用保険】 ●情報漏えい対応費用 ●法令等対応費用

■支払限度額

賠償責任	1事故期間中 3,000万円
費用保険	1事故期間中 300万円

保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ②自動車の所有・使用・管理によって生じた賠償責任
- ③施設の新築・改築・修理等の工事によって生じた賠償責任
- ④神社の使用人が業務従事中に被災した身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥排水または排気(煙を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議によって生じた賠償責任
- ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 など

加入するには? 神社本庁または神社庁へご連絡ください。詳しいパンフレット、必要書類をお送りします。

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては下記までお問い合わせください。

【保険契約者】

神社本庁 財政部

〒151-0053
東京都渋谷区代々木1丁目1番2号
TEL.03-3379-8011(代表)
TEL.03-3379-8015(直通)
FAX.03-3379-8299

【引受幹事保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

SOMPO 団体・公務開発部第三課
〒160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL.03-3349-5408
FAX.03-6388-0162
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

【取扱代理店】

村上代理店

(有限会社村上)
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10
0120-280-010
FAX.03-6447-5456
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
Mail:office@murakami-hoken.co.jp